

弁護士法人

小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<http://www.kmlaw.jp/>



Vol.24

発行：平成29年11月



自分らしく生き抜く

私が部会長を努めているシニア社会学会北海道部会は「自分らしく生き抜く力を養う」をテーマに市民講座を開催しました。この中で、札幌大谷大学前学長で極楽寺住職である巖城孝憲氏に「諸行無常を生きる、今、何をなすべきか」というテーマで講演していただきました。

巖城氏によれば、諸行無常は、すべてのものは移ろいゆくものであり、それゆえ、今をしっかりと生きることが大事であるというものです。諸行無常だから仕方がないというあきらめではありません。今、何に向かいあっており、何をしなければならぬ時なのかを見据え、今なすべき課題をはっきりさせ、現在を回復する教えです。

また、人は生きていくという存在そのものに価値

があります。役に立つとか、役に立たないとか、そういう相対的な価値にとらわれるべきではありません。

人生の時と場所を見据えるならば大きな天地が開けてきます。元々の世界は、沢山の豊かなものに囲まれているのに人間は見落としているのです。視線を低くすると本来の世界、嬉しいなということが沢山待っている世界が見えてくると話されました。

巖城氏のご講演は、人の尊さ、視点を変えて周りを見ることの重要性、今なすことを見据えて行うことなど、大変示唆に富んだものでした。なによりも「今日、生きているというだけで嬉しい」との言葉に感銘を受けました。自分らしく生き抜くということに少しでもお役に立てれば幸いです。

弁護士法人小寺・松田法律事務所
弁護士 小寺 正史

※上記市民講座では、巖城氏の他、免疫老化の対処等について北海道大学前医学部長の笠原正典教授、高齢者の共助について北星学園大学の田辺毅彦教授、介護と健康寿命について社会福祉法人宏友会の菊地伸部長が講演されています。講演録をご希望の方には進呈いたします。当事務所までご連絡下さい。

連載知的財産権⑬ 著作権の基礎知識 3

弁護士 松田 竜



今回は、著作権が権利の束であることについて解説します。

著作権とは、著作物を無断でコピーされない権利（複製権）を中心とする権利の束となっています。

著作者は、著作物について、公に次のような行為をする権利を専有します。専有とは、第三者が権利者に無断で次のような行為をすると著作権侵害になるということです。

- ①複製（21条） ②上演・演奏（22条）
- ③上映（22条の2） ④公衆送信・送信可能化（23条） ⑤口述（24条） ⑥展示（25条）
- ⑦頒布（26条） ⑧譲渡（26条の2） ⑨貸与（26条の3） ⑩翻訳・翻案（27条）

ただし、著作権侵害となるのはあくまでも公にこれらの行為を行ったときであり、個人的に又は家庭内等での私的な使用を目的とする複製（私的複製）や、営利を目的としない上演等は、原則として

著作権侵害とはなりません。

これらをすべて禁止すると、家庭内の録音録画や、事務所内でのコピーなどが許されないこととなり、著作権の目的を超えて、人間の行動の自由を過度に制限してしまうことから、著作権の制限規定が設けられているのです。

このように、一言で著作権と言っても多数の権利の集合体であり、思わぬことが禁止されている場合もありますが、他方で著作物の自由な利用が許されている場合も多々あることを覚えておかれると良いでしょう。

判断に迷われた場合は、弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

つづく



ドライブレコーダーの 効用について

苫小牧事務所長 弁護士 中野 正敬



ドライブレコーダーの普及率について、運送事業者で約5割、一般の車で約1割程度といったおおよそのデータがあるようです。

まだまだ一般に普及しているとはまだ言えませんが、一時に比べると、交通事故の事件を扱う上でドライブレコーダーの映像を見る機会が増えたように感じますので、徐々に普及してきていることは間違いなくと思います。

交通事故でドライブレコーダーが威力を発揮する場面

さて、交通事故の事件でドライブレコーダーが威力を発揮するのは、なんといっても過失割合が問題になる場合でしょう。映像という動かぬ証拠があれば、過失割合で争うケースは少なくなると考えます。

例えば信号無視をしたのがどちらなのかといったことが問題のケースでは、映像を見れば一目瞭然ですから、紛争の早

期解決に役立つことは非常に分かりやすいと思います。また、速度を記録する機能があるドライブレコーダーもあるようなので、速度に争いがあるような場合にも有用と言えるでしょう。

ドライブレコーダーは安全運転を心がけるきっかけにもなります

しかし事故形態は多種多様です。微妙な判断が求められるようなケースでは、映像があるからといって、一刀両断に過失割合を判断できないような事案も多々あります。

しかし、客観的な証拠という意味での有用性があることに疑いはありませんので、自己防衛という意味でも有効です。あるいはドライブレコーダーを装着することで運転者の安全意識が高まるという意見もあるようですので、このような観点からもドライブレコーダーの普及が望まれているのだと思います。

特別支配株主によるスクイーズ・アウト



弁護士 橋田 幸典

1 スクイーズ・アウトとは

スクイーズ・アウトとは、会社の株主を大株主のみにするため、その他の少数株主を排除することをいいます。例えば大株主がM&Aや事業承継等の局面で、会社にとって不都合な少数株主を排除したり、親会社の子会社と100%の支配関係を構築して経営を効率化したい場合等にスクイーズ・アウトを行うことが想定されます。このうち、少数株主に対価として現金を支払うものをキャッシュ・アウトといいます。

スクイーズ・アウトの手法としては、全部取得条項付種類株式、株式併合、株式交換、合併を利用する方法もありますが、今回は平成26年改正会社法で整備された特別支配株主の株式等売渡請求について紹介します。

2 特別支配株主の株式等売渡請求とは

特別支配株主とは、総株主の議決権の10分の9以上を保有する株主をいいます（定款でこれを上回る議決権割合を規定することも可能）。そして、特別支配株主の株式等売渡請求とは、対象会社の特別支配株主が、対象会社の他の全株主に対し、その株式の全部を売り渡すよう請求することができる制度です。全株式が対象であり、一部の種類の株式だけ取得することはできません。

株式等売渡請求は、一種の形成権の行使であり、対象会社の承認を経て、対象会社から売渡株主（買取の対象となる株式を保有する株主）に対して通知または公告（以下「通知等」）がなされると、特別支配株主と売渡株主との間に売買契約が成立したのと同様の法律関係が生じます。

3 株式等売渡請求の手続の流れ

手続の概略は、以下のとおりです。

- ①特別支配株主から対象会社に対し、株式等売渡請求をする旨及び売渡株主に支払う対価の金額、算定方法、売渡株式の取得日等を通知します。
- ②次に、対象会社において承認を得ることが必要です。取締役会設置会社では取締役会が承認機関となります。対象会社は、承認するか否かの決定を

し、特別支配株主に決定内容を通知します。

③対象会社は、承認した場合、株式取得日の20日前までに、売渡株主へ通知等を行う必要があります。その内容としては、当該承認をした旨、特別支配株主の氏名、対価の金額、取得日等が挙げられます。この通知等がされたときに売渡請求がされたものとみなされます。特別支配株主が個別に売渡株主に意思表示を行う必要はありません。

④特別支配株主は、取得日に売渡株式等を取得します。ただし、取得日の前日までに対象会社の承認を受けた場合に限り、取得請求の全部を撤回することが可能です（一部は不可）。株式等売渡請求がされた後に、特別支配株主の財務状況が悪化し、対価の支払いが困難になったような場合が想定されるからです。

4 売渡株主の救済

売渡株主は、売買価格（対価）について不服がある場合、取得日の20日前から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、売買価格決定の申立てをすることができます。法令違反があった場合や対価が著しく不当である場合等には差止請求をすることもできます。

5 メリットとデメリット

本制度は、正面からキャッシュ・アウトの手法を認めたもので、特別支配株主は売渡株主から直接株式を買い取ることができ、株主総会での承認も不要であるなどのメリットがあります。

他方で、総株主の議決権の10分の9以上を保有し、売渡株主に支払う十分なキャッシュを用意する必要があるため、制度利用のハードルはやや高くなっています。

なお、株式保有割合が議決権ベースで9割に満たない場合は、全部取得条項付種類株式、株式併合の端数処理による（少数株主の株式を1株未満の端数にしてしまい、会社法234条に基づき競売または売却してしまう）方法等があります。

自己信託

いろいろ使える信託⑤

岩見沢事務所長 弁護士 小野田 充宏



信託には、財産を信託する人(委託者)、その財産の運用等を行う人(受託者)、そしてその運用等の利益にあずかる人(受益者)の三者が登場します。委託者と受益者が同一人物でもよいということはこれまでも触れたのですが、実は、委託者と受託者が同一人物となる信託も認められています。これを自己信託といいます。

例えば、Aさんは会社経営者で、会社の株式を100%持っており、後継者には会社で専務として大活躍している長男をと考えている、会社の株式は全部長男に確実に渡るようにし、長男には安心して会社の業務に取り組んでもらいたい、長男のおかげで会社の株価も今後上がりそうなので、早めに株式を譲っておきたいが、しかし、自分の目が黒いうちはやはり自分で会社を運営していきたい、と考えているとしましょう。

このような場合、まず、①長男に株

式を贈与してしまった上で、長男を委託者(兼受益者)、Aさんを受託者として株式を信託する方法があります。これにより、株式の信託を受けたAさんが引き続き株主権を行使して会社経営することができます。

また、②株式は贈与せず、Aさん自身を受託者(長男は受益者)として株式を自己信託するという方法もあります。自己信託の設定は公正証書で行いますが、その信託条項の中で、Aさん亡き後は長男が株式を取得することにしておきます。

いずれの方法でも、Aさんの存命中はAさんが会社の実権を握り、死亡後は長男が100%株主として事業を承継できます。また、いずれも信託設定時の株価を基準に贈与税が課されますので、遺言で株式を相続させた場合の相続税よりも負担が軽くなることもあります。

マンションの管理費等の増額に関する留意点

弁護士 熊谷 建吾



マンションの購入に際し、価格だけでなく毎月の管理費・修繕積立金も確認することが通常かと思いますが、購入後に増額になることもあるので注意が必要です。では、管理費等を増額するためにはどのような手続が必要なのでしょう？

総会決議による増額

総会決議の方法には、「普通決議」と「特別決議」があります。「普通決議」とは、議決権総数の半数を有する組合員が出席し、かつ出席組合員の過半数による決議をいいます。「特別決議」とは、組合員総数の4分の3以上及び議決権総数の4分の3以上の両方による決議です。

各部屋で同じ割合で増額する場合

各部屋ごとに一律、1.2倍とするような増額です。このような場合には総会の普通決議で足りるとの理解が一般的です。「管理規約の『別表』に各部屋の負担額が明記されている場合、管理費等の増額は『管理規約の変更』にあたる

ので特別決議が必要」との考え方もありますが、このような場合でも普通決議で足りるとした裁判例があります。

各部屋で異なる割合で増額する場合

ある居室では1.2倍、他のある居室では1.5倍といったような区々な割合での増額です。この場合、「管理規約の変更」として総会の特別決議が必要になります。また、特別に不利益を受ける組合員がいる場合には、その承諾が必要となります。したがって、このような増額はハードルが高いといえます。

また、特別決議で可決されたとしても、決議内容が著しく不公平である場合には公序良俗に反して無効とされることもあり得ます。



債権回収のための 給与の差し押さえ

弁護士
日和優人



裁判で勝訴判決を得たり、調停が成立したにもかかわらず、相手方（債務者）が債務の支払いをしない場合、債務者の給与や賞与を差し押さえることによって債権の回収を図ることが出来ます。今回はこの給与の差し押えについて説明します。

1 差し押えが可能な範囲

給与の全てが差し押さえられてしまうと、債務者が全く生活できなくなってしまう。そこで、一ヶ月に差し押えが可能な範囲は法律で定められています。その範囲は債権者が有する債権によって違いがあります。

(1)一般の債権の場合（貸金・損害賠償等）

債権者の有する債権が一般の債権の場合、差し押えが可能なのは毎月の給与の手取額の4分の1までです。ただし、手取額が44万円を超える場合は、手取額から33万円を差し引いた全額を差し押さえられます。

(2)婚姻費用や養育費の場合

債権者の有する債権が婚姻費用や養育費の場合は、差し押えが可能な範囲はさらに広く、毎月の給与の手取額の2分の1までとされています。この場合も、手取額が66万円を超える場合は、手取額から33万円を差し引いた全額を差し押さえられます。

2 差し押えの効果

給与の差し押えは一度手続きを行えば、債権全額が完済されるか債務者が退職するまで、その効力は継続するので、毎月債務者の給料日に債務者の勤務先から給与の一部が振り込まれるようになります。ただし、完済前に債務者が勤務先を退職した場合は、債務者の新たな勤務先を突きとめて、改めて差し押えの手続を行う必要があります。



社会背景に合わせて、 育児休業制度も変わりました

社会保険労務士
杉田優



育児休業期間延長の背景

保育所不足の要因で、離職を余儀なくされていた女性への就労支援として、保育所に入れない場合でも育児休業が取得でき、職場復帰を諦めることなく働き続けられるよう、改正育児・介護休業法が平成29年10月から施行されました。

育児休業は原則子供が1歳に達するまでで、保育所に入れない等の理由があれば、事業主への申し出により最長子が1歳6ヵ月まで取得できましたが、今回の改正で、その期間が最長2歳までに延長されました。

保育所の入所は4月がほとんどであり、休業期間が1歳6ヵ月までの場合は、子供の誕生月によっては、1歳未満でやむなく育児休業を切り上げて子供を入所させ、復職するケースもあったと思われます。2歳までの休業が可能になると、育児休業中に4月に合わせて、保育所に入所するチャンスも多くなり

ます。また、上記に合わせ、育児休業給付金の支給期間も最長2年に延長されました。

職場復帰の支援

しかし一方で、休業期間の長期化は女性のキャリア形成を考えると職場復帰の阻害要因にもなりうるため、労使間で職場復帰のタイミングを話し合うことが想定されます。

これに関し育児・介護休業法では、育児休業の取得に関する言動により不利益な取扱いがなされ、休業制度の利用が阻害されることがないように、必要な措置を講じることを事業主に義務付けています。今後は企業にとって育児休業の長期化に伴う職場復帰後のフォローが課題になるとともに、休業の再延長を機に、働く女性が夫と育児休業を交代で取得することも選択肢のひとつになっていくと思われます。

内縁関係の夫婦の相続について

滝川事務所長 弁護士 村田 雅彦



もし、遺言がないとどうなる？

内縁の夫婦の場合、亡くなられた方（被相続人）に法定相続人がいる場合、相続人が被相続人の遺産を相続するため、法定相続人が全員相続放棄しない限り、内縁の夫（妻）は遺産を受け取ることができません。

他方、被相続人に法定相続人がいない場合には、特別縁故者の財産分与という制度を利用して遺産を受け取ることができる場合もあります。

遺産を受け取るには？

被相続人に法定相続人がいない場合でも、直ちに内縁の夫（妻）が被相続人の遺産を受け取ることができるわけではありません。

相続財産管理人による財産管理、特別縁故者への財産分与という手続を経る必要があるため、遺産を受け取るまでに2年程度の期間が必要になります。また、必ずしも全ての遺産を受け取ることができるというわけでもありません。

スムーズな財産の承継のために

遺言があったとしても、内縁の配偶者と法定相続人（戸籍上の配偶者や被相続人の子など）との間で感情的な対立から深刻なトラブルに発展するケースが多く見られます。特に戸籍上の配偶者と離婚しないまま、別の方と内縁関係（重婚的内縁関係）にある場合は深刻です。

このような場合、遺言を書いていたとしても、遺言無効や遺留分減殺請求などの紛争が起きることがあります。遺言を作成するにあたっては専門家の助力を受けるなど、後のトラブルを避けるため、慎重かつ周到的な遺言の内容の検討をする必要があります。



知っておきたい「お墓」にまつわる法律

弁護士 細谷 祐輔



自分や家族の将来に備えて、お墓に関心をお持ちかと思います。しかし、お墓に関する法律はよく知られていないのが現状です。

お墓は墓地にしか作ることができません

墓地やお墓に関わるルールは、墓地埋葬等に関する法律によって規定されています。この法律によって、お墓は墓地にしか建てることとされています。そして、墓地の開設や経営には都道府県知事の許可が必要とされており、宗教法人が経営者でなければ事実上許可されない運用となっています。したがって、たとえ故人の意向であっても遺体や遺骨を墓地ではない自宅敷地に埋葬してお墓を建てることはできません。

散骨について

近年遺骨を粉碎し山や海等に撒く散骨が話題となっています。散骨は、遺骨を土中に埋葬するわけではないため、墓

地埋葬等に関する法律には違反しません。しかし、過去に遺骨の粉碎が刑法の死体損壊罪に該当しうるとの議論があり、散骨場所に関わり土地の所有者とのトラブルも発生しています。そのため、条例を制定した自治体もあります。合法性が十分に確認されていない現状では、自治体の条例の有無や内容を確認し、散骨を行うべきか慎重に判断する必要があります。

お墓等の祭祀財産は相続財産ではありません

位牌、仏壇、墓所等の財産は祭祀財産と呼ばれ、預金や不動産等の相続財産と区別されます。祭祀財産は相続の対象になりません。祭祀財産を誰に引き継がせるかは遺言で指定できますが、指定がない場合は慣習もしくは家庭裁判所での調停や審判によって決められます。

また、祭祀財産は税法上課税対象とされません。

子どもの不法行為と

親の責任 1

弁護士 堀岡 和正



未成年者が他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまった場合、親は損害賠償責任を負うのでしょうか。未成年者には財産がないことが多いので、親が責任を負うかどうかは深刻な問題です。

親がどのような場合に責任を負うかは、子に責任能力がある場合とない場合とで異なって考えられています。今回は、子に責任能力がない場合についてお話しします。

責任能力とは

責任能力とは、自分の行為により法的な責任が発生するかどうかを判断する能力をいいます。裁判例では、12才程度が目安とされているようです。子に責任能力がない場合には、子自身は損害賠償責任を負いません。

子に責任能力がない場合の親の責任

民法では、未成年者に責任能力がない場合は、法律上監督義務を負う者が責任を負うとされています。通常、親はこの監督義務者に当たります。

ここでの監督義務は子の日常生活全般に及ぶとされているため、親が監督義務を果たしていたとして責任を免れることは難しいとされています。

親の責任が否定された例

近時、監督義務を果たしていたとして親の責任を否定した初の最高裁判決が出されました。全国ニュースにもなりましたが、11才の小学生が蹴ったサッカーボールがグラウンドから道路に出たため、これを避けようとしたオートバイの男性が転倒した事案です。最高裁は、ゴールに向かって蹴ったボールが道路に出ることが頻発していたわけではない上、親は危険な行為をしないよう日頃から通常のしつけをしていた、として、親の責任を否定しました。



個人再生の手続きを利用して、 自宅を守ることが出来ます

弁護士 角 大祐



多額の借金で、住宅ローンの返済が困難となった方が、住宅ローン以外の借金を減額することで、自宅を手放さずに借金を整理する方法があります。

その方法は『個人再生』という手続です。個人再生とは、法律で定められた範囲で借金を減額し、減額した借金を3～5年で返済することで借金を整理する手続です。しかし、住宅ローンまで減額してしまうと、担保にとられている自宅を売却しなければならなくなります。そこで、住宅ローンは減額せずに支払いつつ、住宅ローン以外の借金だけを減額することを認める制度が、個人再生には用意されています（これを『住宅ローン特則』といいます）。この住宅ローン特則を用いれば、住宅ローンを支払い続けることが出来、自宅を手放さずに済みます。

住宅ローン特則を用いるためにはいくつか条件があります。よく問題となるのは次の2つです。

自宅の購入・改築等のためのローンであること

住宅ローン特則は自宅を残すための制度であるため、減額しないローンは自宅の購入・改築等のためのローンであることが条件です。賃貸物件や店舗物件の購入・改築等のためのローンの場合には使えません。ただし、転勤等のため一時的に賃貸している物件や店舗兼自宅で床面積の半分以上が自宅部分の場合は、自宅として扱われます。

他の担保権が設定されていないこと

自宅に住宅ローン以外の借金を担保するための抵当権等が設定されている場合も、住宅ローン特則は使えません。このような場合には、住宅ローンをそのまま支払い続けても、抵当権等が実行されてしまう可能性が高く、結局、自宅を手放さなければならなくなってしまうからです。

個人破産の手続きは、 思いやりと想像力がなければ出来ません。

職員 根岸澄子

今回は、私たち事務職員が行っている「個人破産」の仕事について、事例をまじえてご紹介します。

法テラスの法律相談経由で、一人暮らしの高齢の女性Sさんから相談を受けました。Sさんは、ご主人を亡くしたばかりで、多額の債務がありました。資産はほとんどなく、収入も少ない状況でしたので、破産申立をすることとして準備に入りました。

まずは毎日の暮らしを支えることから

Sさんは体調を壊し、通院中。打ち合わせに事務所にお出でいただくのが難しい状況でした。そこで、電話でこまめに体調や生活の様子にお変わりないか、困ったことなどがないかをお伺いしました。

Sさんからは、破産申立に関することだけではなく、家族のことや、病気のこと、飼っている犬の話なども伺っていました。時には家のストーブが壊れたがどうしたらよいかとの相談を受けたこともありました。

ある日、病院の帰りに事務所に寄っていただく予定でしたが、途中で倒れて事務所に来訪できないと連絡が入ったことがありました。当時の担当職員は、ご本人に電話をして安否を確認する一方で、包括支援センターに連絡して様子を見に行ってもらうなどの対応をお願いしました。

Sさんの収入は国民年金だけでしたが、これで

は生活が大変でしたので生活保護を受けるように勧めました。当初、Sさんは生活保護に頼ることに難色を示していましたが、体調を崩して倒れて救急で運ばれたこともあり、最終的には、生活保護受給を受けることとなりました。

さらに、Sさんの住んでいた家の屋根に穴が空き、生活に支障がでたことがありました。Sさんは住み慣れた家から出たくないと言って引っ越しを拒みましたが、当事務所では、Sさんを説得。生活保護課と打ち合わせるなどして、近くの賃貸住宅へ引っ越ししてもらいました。

その後、無事破産申立の準備も整い、破産決定を受けることができました。

私たちは、個人の状況を考えた 解決法をめざします。

私たち事務職員は、弁護士に相談しながら、破産申立に際しては、単に資料を集めるだけではなく、依頼者のお話をよく聞き、債務が無くなったとしても、今後の生活が再建できるにはどのようにしたらよいか一緒に考えます。裁判所が納得してスムーズに破産手続きがすすみ、できるだけコストや時間がかかる管財事件にならずに免責決定を得られるよう、1件1件最善を尽くす努力をしています。

ホームページをリニューアルしました <http://kmlaw.jp/>

当事務所のホームページをリニューアルしました。スマートフォンでも見るができます。
皆様のお役に立つ情報を掲載していきますので、ぜひ一度、ご覧下さい。

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <http://www.kmlaw.jp/>
●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060

[岩見沢事務所] 〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階 TEL 0126-22-3380/FAX 0126-22-3188

[滝川事務所] 〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号 TEL 0125-23-8455/FAX 0125-23-8448

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101